

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	タービン建屋エレベーターにおいて、原因不明の「扉開」信号により安全装置が稼働し緊急停止(協力企業社員の閉じ込められ)が発生し、停止後、自動復帰したため、点検。なお、閉じ込められた協力企業社員の体調に異常なし。また、事象発生当日にエレベーターの調査・点検を行い、正常に動作することを確認後、通常運転に復旧。	GⅢ	
2	4号機	圧力抑制室水温度記録計において、印字機構部の不良(日付が印字されない)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GⅢ	
3	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置回転式ストレーナ(A)において、洗浄時の排水配管の詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置回転式ストレーナ(B)において、洗浄時の排水配管の詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置中和サンプル戻り切替弁(A)において、排水側よりシート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置中和サンプル戻り切替弁(B)において、排水側よりシート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	